

京都府内在住 保護者各位

京都文教高等学校

## 京都府私立高等学校生徒通学費補助金について

京都府私立高等学校生徒通学費補助金につきまして京都府より通知がありました。今、現在京都府内に住所を有する者とし、下記の要件を満たしていることが補助の対象となります。該当される場合は、**6月15日(火)までに事務室までお申し出ください。**

## 記

## ・補助対象者

- (1) 生徒の保護者で、京都府内に住所を有していること
- (2) 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が別表 1 に定める所得基準額以下であること
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生業扶助(通学のための交通費)が給付されていないこと

## ・補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、生徒が通常の経路による通学に利用する交通機関に係る 1 箇月の定期乗車券購入金額を上限とした定期券等購入額から 22,100 円（別表 2 に定める所得基準額以下の者にあつては、17,000 円）を控除した額とする。

**※つまり 1 箇月の定期乗車券の購入金額が 22,100 円以下(別表 2 に該当する者にあつては 17,000 円以下)の場合、対象経費が控除額以下となるため、申請はできません。**

別表 1（所得基準額表 1）

世帯の 人員の数	3 人以下	4 人	5 人	6 人	7 人以上
所得基準額	6,749 千円	6,962 千円	7,175 千円	7,388 千円	7,388 千円に世帯の人員の数が 6 人を超えて 1 人増すごとに 213 千円を加えた額

別表 2（所得基準額表 2）

世帯の 人員の数	2 人 以下	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上
所得基準額	3,001 千円	3,347 千円	3,571 千円	3,785 千円	3,969 千円	3,969 千円に世帯の人員の数が 6 人 を超えて 1 人増すごとに 162 千円を 加えた額

(注) 世帯の人員の数とは、生徒本人及び生徒と生計を一にする者の人数である。

## ・所得基準額について

別表 1 及び別表 2 に定める所得基準額とは、給与所得にあつては 1 年間の総収入金額から給与所得控除額を差引いた所得額（給与所得の源泉徴収票における「給与所得控除後の金額」）をいい、その他の所得にあつては 1 年間の総収入金額から事業等に要した必要経費及び専従者控除額を差引いた所得額（当該年度の住民税決定の基礎となった所得額）をいうこと。

ア 給与所得とは、俸給、給料、賃金、賞与、諸手当等のすべてを含めた総収入金額（年金、恩給所得は給与所得とみなす。）をいう。

イ その他の所得とは、農業、工業、商業及びサービス業の事業等により生ずる所得の総収入額をいう。なお、同一世帯人員の所得を合算して、別表 1 及び別表 2 に定める所得基準額以下に適合するかどうか必ず確認すること。